

CLALPA 内規

一般社団法人 商事法学会・実務アソシエーション 会費規程

第1条 当会の会費は、次に定める通りとする。なお、会計年度途中での入会または退会による一部減額または返金は行なわないものとする。

正会員	50,000 円（年額）
一般会員	30,000 円（年額）
賛助会員（法人等団体）	100,000 円（年額） 4 一般会員アカウント付与
研究会員	無償。但し、大学等研究機関所属の研究者であると理事会が認めた者に限る。

第2条 賛助会員である法人等団体に正会員または付与アカウント数を超える一般会員が存する場合においては、その会費は別個に発生する。

第3条 正会員および一般会員の会費は、会員の申出に従い、所属団体または個人宛の何れかに対し請求する。

第4条 本規程は理事会の決議により改定できるものとする。

以 上

2024 年 2 月 8 日 制定